

国民健康保険特定健康診査 後期高齢者医療健康診査

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312 ID 1001017
生活習慣病を予防し、健康を守るために、年に1回の健診を必ず受けましょう。

▼実施期間 5月1日(水)～9月30日(月) ※実施医療機関の診療時間内に限る
▼実施医療機関 受診券に記載(最新の実施医療機関は市ホームページで確認できます)
▼対象 国民健康保険(国保)に加入している40歳～74歳の方、後期高齢者医療被保険者の方(対象者には、受診券を送付します) ※15歳以上40歳未満の方は、基本健康診査を受診してください
▼内容 問診、身体計測、診察、尿検査、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、糖代謝、腎機能) ※血清クレアチニン検査(国保の方は全員。後期高齢者医療被保険者の方は必要に応じて) ※その他、必要な場合は貧血検査、心電図検査、眼底検査を

高額療養費の受給手続きを

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312 ID 1001016
国民健康保険被保険者が医療機関で治療を受け、自己負担額が一定額を超えた場合、申請して認められると高額療養費が支給されます。70歳以上の方は取り扱いが異なりますので、問い合わせてください。

●1カ月の自己負担が次の額を超えた場合
①同じ人が同じ月内に同じ医療機関で下表の限度額(ア)を超えて支払った場合、超えた額を支給
②1世帯で、同じ月内に同じ医療機関へ2万1000円以上の支払いが2回以上あったとき、合算して下表の限度額(ア)を超えた額を支給
※入院と外来は別で計算
※薬局の医療費は処方せんを出した医療機関の医療費に含まれます
※入院時の食事代や差額室料などの保険対象外となる費

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

募集します

実施▼持ち物 保険証、受診券
▼受診方法 食事を抜いて受診してください。受診方法は医療機関によって異なりますので、電話などで直接問い合わせてください。医療機関によってはがん検診も同時に受診できます。詳しくは、広報いなぎわ4月号と同時に配布した健康推進課の保健事業案内で確認してください
▼その他 健康診査記録票の本人控は、確定申告の際、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)に用いる証明になります
●特定保健指導 健康診査の結果に応じて生活習慣改善の保健指導を行います。詳しくは、広報いなぎわ8月号でお知らせします。

国民年金保険料の追納制度

市役所国保年金課 ☎0587(32)1328 ID 1001006
国民年金保険料の免除期間または納付の猶予が承認された期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べて将

来受け取る年金額が少なくなります。
これらの期間について、10年以内(例えば、平成21年6月分は令和元年6月まで)であれば、後から保険料を納付(追納)することで、受け取る年金額を増やすことができます。保険料の免除や猶予が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします(平成29年度と平成30年度分は加算額はありません)。
※承認された期間のうち、原則古い期間からの納付になります

国民健康保険の加入、脱退の手続きをお忘れなく

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312 ID 1001006
国民健康保険の加入、脱退などは、世帯主が届け出を行うことになっています。届け出がない場合や遅れた

用は除きます
●高額療養費の支給を年4回以上受けた場合
1世帯で過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは左表

高額療養費 自己負担限度額

Table with 3 columns: 所得区分 ※1, 1カ月の自己負担限度額 (ア), 4回目以降の自己負担限度額 (イ)

※1 世帯の全ての国民健康保険被保険者の基礎控除後の所得を合計した額
※2 同一世帯の世帯主と全ての国民健康保険被保険者が住民税非課税である世帯

1世帯で過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは左表

(イ)の自己負担限度額を超えた額を支給
※県内の転居で転居後も同じ世帯であることが認められたときは、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めます

▼申請方法 国民健康保険被保険者証、領収書、預金通帳など振込先の分かるもの、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの、届け出する方たの本人確認ができるものを持参の上、市役所国保年金課、支所、市民センターへ

●窓口負担額を軽減できます
「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担を自己負担限度額までとすることができま。限度額適用認定証が必要な方は、被保険者証、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの、届け出する方たの本人確認ができるものを持参の上、市役所国保年金課、支所、市民センターで申請してください。
※国民健康保険税の未納がない世帯のみ

特別障害者手当などの振り込み

市役所福祉課 ☎0587(32)1281 ID 1005009
2月～4月分の特別障害者手当、障害児福祉手当を指定された口座に振り込みます。
手当額は物価の変動に応じて自動的に額を改定する自動物価スライド制で、4月分から改定されました。
▼振込日 5月10日(金)
▼手当 下表

特別障害者手当などの手当額

Table with 4 columns: 種類, 改定前(3月分まで), 改定後(4月分から)

コミュニティバスを利用してください

問合先 市役所地域協働課 ☎0587(32)1146
コミュニティバスの運行を継続していくため、『稲沢市コミュニティバス運行事業計画』見直しに係る基準』を設定し、運行経費における利用者1人当たりの市負担額(下表)の基準値を1,500円としました。この基準値に基づき、4月から運行路線、時刻表を改正しています。

Table with 3 columns: 路線名, 利用人数, コミュニティバス運行経費における1人当たりの市負担額

場合は不都合が生じますので、必ず届け出をしてください。
▼手続き 左表▼届出先 市役所国保年金課、支所、市民センター

国民健康保険の手続き

Table with 2 columns: こんなとき, 手続きに必要なもの

